資料8

小田原市市民ホール 公募型プロポーザル募集要項 (案)

平成29年5月29日現在

小田原市

説明書

小田原市市民ホール整備事業 (以下「本事業」という。)の調達に係る「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」に基づく参加表明書及び技術提案書の提出等については、関係法令等に定めるもののほか、この説明書及び同時配付する資料(以下「本説明書」という。)による。

1. 公示日

平成29年7月3日

2. 発注者

- (1) 発注者 小田原市
- (2)事務局 小田原市 文化部 文化政策課 市民ホール整備係 住 所 〒250-855 神奈川県小田原市荻窪300 電 話 0465-33-1702 FAX 0465-33-1526 Eメール shiminhall@city.odawara.kanagawa.jp 窓口対応時間 8時30分~17時15分(土・日・祝日を除く)

3. 事業概要

(1) 事業名

小田原市市民ホール整備事業

(2) 事業場所

小田原市本町一丁目138番6ほか

- (3) 事業内容
 - ① 本事業の構成及び業務内容は以下のとおり。

小田原市市民ホール整備事業(第 I 期)(以下「第 I 期事業」という。)

ア 設計業務:基本設計、実施設計1 イ 施工業務:施工計画、コスト管理

小田原市市民ホール整備事業(第Ⅱ期)(以下「第Ⅱ期事業」という。)

ア 設計業務:実施設計2、設計意図伝達

イ 施工業務:施工計画、コスト管理、工事施工

ウ 工事監理業務

※実施設計1:小田原市による予定価格作成のため必要となる実施設計図作成業務 実施設計2:工事費に影響しない施工のために必要となる実施設計図作成業務

② 本事業は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第18条に規定する技術提案の審査及び価格等の交渉による方式を踏まえて、競争参加資格を有する者に対して技術提案書の提出を求め、技術提案書の中立かつ公正な審査の結果に基づき選定した者(以下「優先交渉権者」という。)と、基本的な協定である「小田原市市民ホール整備事業に関する事業協定」(以下「事業協定」という。)及び第Ⅰ期事業の契約を締結した後、設計の過程で事業協定に基づき工法、

価格等の交渉を行い、見積合わせの後、第Ⅱ期事業の契約を締結し、工事施工等を行う事業である。

- ③ 本事業は、「小田原市市民ホール基本計画(平成24年4月)」に基づき、新しいコンセプトの下で実施され、整備プロセスについて「小田原市市民ホール整備推進委員会」(以下「整備推進委員会」という。)の点検を受ける。
- ④ 事業内容の詳細は、添付資料(小田原市市民ホール整備事業に関する事業協定、小田原市市民ホール整備事業(第 I 期)契約書(案)、小田原市市民ホール整備事業(第 II 期)契約書(案)、要求水準書等)による。

(4) 事業期間

① 事業協定の締結日の翌日から平成33年3月31日まで。

ただし、特定された技術提案書に工期短縮に係る内容があった場合は、当該技術提案書に記載された 事業期間とする。

なお、工期短縮の目標は、平成32年12月15日とする。

- ② 受注者の責による事業期間の延長に係る交渉には応じない。
- (5) 小田原市市民ホール整備事業の事業費上限額及び第 I 期事業の事業費上限額

小田原市市民ホール整備事業の事業費上限額及び第 I 期事業の事業費上限額は下記のとおりであり、本事業の参加表明書及び技術提案書を提出しようとする者(以下「応募者」という。)は、下記の記載内容を踏まえ技術提案を行うこと。なお、特定された技術提案書に事業費の縮減に係る内容があった場合は、技術提案書に記載された事業費(以下「提案事業費」という。)に基づき本事業を実施するものとし、受注者の責による上限額の増額に係る交渉には応じない。

① 小田原市市民ホール整備事業に係る事業費上限額

小田原市市民ホール整備事業に係る事業費の上限額及びその内訳は下記のとおりであり、応募者は、 本事業における事業費上限額の範囲内で技術提案を行うこと。

- 小田原市市民ホール整備事業に係る事業費上限額
 - 6,300,000,000円(消費税等相当額8%を含む税込)

〈 内訳〉

- ア 設計業務(基本設計、実施設計1、実施設計2、設計意図伝達)
- イ 施工業務 (施工計画、コスト管理、工事施工)
- ウ 工事監理業務

別途 備品・外構工事(8億円)を上限として計画すること。

② 設計・監理等に係る費用の上限額

設計・監理等に係る費用の上限額は下記のとおりであり、応募者は本事業における設計業務、工事監理業務に係る費用が下記金額を超えない範囲で技術提案を行うこと。

○ 設計・ 監理等に係る費用の上限額

251,000,000円(消費税等相当額8%を含む税込)

③ 第 I 期事業に係る費用の参考額

本事業のうち第 I 期事業として実施する設計業務 (基本設計、実施設計 1) 及び施工業務 (施工計画、

コスト管理) に係る費用の合計の参考額は下記のとおり。なお、参考額は業務量の規模の目安であり、 見積金額に対する上限拘束性を有するものではない。

○ 第 I 期事業に係る費用の参考額

150,000,000円(消費税等相当額8%を含む税込)

(6) 事業スケジュール

事業スケジュールは下表のとおり予定している。このほか、適時、整備推進委員会の点検を受けることを予定する。

平成29年7月3日	・公募手続の開始
平成29年7月3日~7月21日	・質疑書の提出
平成29年8月4日	・質疑回答 (予定)
平成29年8月7日~8月31日	・参加表明書、競争参加資格確認申請書 及び第1回技術提案書受付期間
平成29年9月上旬	・競争参加資格確認結果の通知
平成29年9月中旬	・第1回技術提案に関するプレゼン(公開) ・ヒアリング(非公開)及び1次審査 ・1次審査結果の通知
平成29年9月中旬~10月中旬	・個別対話(コンペティティブダイアローグ)
平成29年11月中旬	・シンポジウム
平成29年12月1日~12月22日	・第2回技術提案書受付期間
平成30年1月下旬	・第2回技術提案に関するプレゼン(公開) ・ヒアリング(非公開)及び2次審査 ・優先交渉権者の選定(2次審査結果の通知)
平成30年2月下旬~	・市民説明会
平成30年3月中~下旬	・第 I 期事業に関する見積合わせ ・事業協定書締結、第 I 期事業契約の締結
平成31年3月上旬	・第Ⅱ期事業に関する価格等の交渉
平成31年3月下旬	・第Ⅰ期事業の完了 ・第Ⅱ期事業に関する見積合わせ
見積合わせ後	第Ⅱ期事業契約の締結
応募者の技術提案書に記載の時期	工事着工
平成33年3月31日 ※工期短縮に係る技術提案があった場合 は、契約相手方の技術提案書に記載された 期日とする。	完成・引渡し

参加資格確認申請書、技術提案書等の提出物は、土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に事務局窓口までに提出すること。ただし、締切日については午後3時までとする。

スケジュールについて変更が生じた場合は、既に参加表明等があった者に通知するとともに、小田原 市ホームページに掲載する。

(7) その他

- ① 本事業の工事施工は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号) に 基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- ② 本事業は、設計業務及び工事施工を一貫して実施するメリットを活かした有益な技術提案を受け付けるために、設計業務を担当する企業、施工業務を担当する企業及び工事監理業務を担当する企業によって結成される共同企業体による参加を認める事業である。

4. 競争参加資格

(1) 基本的要件

① 応募者は、4(2)から(5)までの全て満たし、かつ、以下に示す、設計企業、施工企業、工事監理企業による共同企業体であること。

なお、2次審査用技術提案書の提出期限の日までに競争参加資格の認定を受けていなければならない。その手続については、別添「小田原市市民ホール整備事業に係る共同企業体の競争参加資格の審査申請手続について」による。

ア 設計企業、施工企業、工事監理企業について

- a 設計企業 設計業務を担当する単体企業又は共同企業体 共同企業体の場合は、共同実施方式、分割実施方式、併用方式による
- b 施工企業 施工業務を担当する単体企業又は共同企業体 共同企業体の場合、共同実施方式のみによる
- c 工事監理企業 設計業務を担当する単体企業又は共同企業体 共同企業体の場合は、共同実施方式、分割実施方式、併用方式による

イ 共同企業体について

- a 共同実施方式 共同企業体の各構成員が業務全体について共同実施する方式
- b 分割実施方式 共同企業体の各構成員が業務全体について、各構成員が分担した業務のみを 実施する方式
- c 併用方式 共同企業体の各構成員が設計業務又は工事監理業務内の業務ごとに、共同実施又は分割実施することにより事業を行う方式。
- ウ 設計業務、工事監理業務の業務分野について
 - a 建築分野 平成21年度国土交通省告示第15号 別添一 第1項第一号ロ(1)及び 第二号ロ(1)に示す「設計の種類」における「総合」及び「昇降機等」
 - b 構造分野 同「構造」
 - c 電気設備分野 同「設備」のうち、「電気設備」
 - d 機械設備分野 同「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」
- ② 共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。 ただし、施工企業が工事監理業務を行う単体企業又は共同企業体の構成員となることは認めない。
- ③ 共同企業体の代表者は、施工企業の代表構成員とする。

- ④ 設計企業又は工事監理企業が共同企業体の場合、構成員の数は4以内とし、建築分野を担当する企業を代表構成員とする。建築分野を共同実施方式とする場合は、建築分野における出資比率が最大の企業とする。
- ⑤ 施工企業が共同企業体の場合、構成員の数は2以上とし、最低出資比率は20%以上とする。代表構成員は出資比率が最大の企業とする。
- ⑥ 共同企業体の代表者は、本事業全体をマネジメントする総括管理技術者を配置すること。 総括管理 技術者の権限の範囲は、事業協定書による。
- ⑦ 共同企業体の代表者が、応募手続きを行うこと。
- ⑧ 応募者である共同企業体の構成員の変更は認めない。ただし、技術提案書の提出期限までの期間に限り、応募者である共同企業体の構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は発注者と協議するものとし、発注者がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。この場合も、技術提案書の提出期限の日までに上記①の認定を受けていなければならない。
- ⑨ 応募者である共同企業体の構成員及び配置する技術者に求める業務実績に規定する同種施設及び類 似施設は以下のとおりとする。
 - ア 同種業務 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 別表第 1 (い) 欄(一) 項に掲げる用途の建築物で、プロセニアム型式の舞台を有する「劇場」とする。
 - イ 類似業務 平成 21 年国土交通省告示第 15 号の別添二 建築物の類型の「十二 文化・交流・公 益施設」の第 2 類中「映画館、劇場(プロセニアム型式の舞台を有する「劇場」を除 く。) 美術館、博物館、図書館」とする。
- (2) 応募者に共通の参加資格要件

応募者である共同企業体の各構成員は、次の要件を満たすこと。

- ① 小田原市契約規則(昭和39年6月1日規則第22号)第5条の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた小田原市における一般競争参加者の資格を有すること。
- ③ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から優先交渉権者の選定までの期間に、小田原市工事等入 札参加資格者の指名停止措置要領に基づく指名停止措置に基づく指名停止措置を受けている期間中 でないこと。
- ④ 応募者である単体企業又は共同企業体の構成員のいずれもが、他の応募者でなく、また他の応募者である共同企業体の構成員でないこと。
- ⑤ 応募者である単体企業又は共同企業体の構成員のいずれかとの間に、以下に該当する関係がないこと。ただし、応募者である単体企業又は共同企業体の構成員のうち、以下に該当する者の全てがいずれの共同企業体の代表者でない場合を除く。

ア資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。)である場合は除く。

- a 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。) と子会社の関係にある 場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会 社である場合は除く。

- a 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他競争の適正さが阻害されると認められる場合 その他、上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- ⑥ 次のア及びイに該当する者でないこと。
 - ア 本事業に係る別途業務の受託者(日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社及び、協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。)でないこと。
 - イ 次のいずれかに該当する、アの受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でない こと。
 - a アの受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
 - b 建設業者の代表権を有する役員がアの受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- ① 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、小田原市発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。「暴力団員が実質的に経営を支配する業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。また、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時、請負契約を締結する事務所をいう。)を代表するもので役員以外の者をいう。なお、これに準ずるものとは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
 - ア 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
 - イ 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便 宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している ときにおける当該有資格業者。
 - ウ 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有 しているときにおける当該有資格業者。

エ 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不 当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。また、「当該状態が継続している場合」 については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否 かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

(3) 設計企業の参加資格要件

応募する設計企業は、次の要件を満たす企業又は一の設計共同体であること。

- ① 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に規定する一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 小田原市競争入札参加資格者名簿の建築設計に登録されていることが可能であること。
- ③ 設計企業の代表構成員(設計企業が単体企業の場合はその単体企業)は、平成9年以降に完成、引渡しが完了した、又は、平成29年度内に完成予定の観客席数500席以上の同種施設の設計実績があること。(共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上を対象とする。)
- ④ 下記に示す設計業務管理技術者及び各業務分野を担当する設計主任技術者(以下「配置予定設計技術者」という。)を配置できること。

ア 設計業務管理技術者

設計業務管理技術者は設計業務を統括管理する者とする。なお、建築設計主任技術者と兼務できるものとする。

- a 建築士法第2条に規定する一級建築士であること。
- b 平成9年以降に完成、引渡しが完了した、又は、平成29年度内に完成予定の観客席数500 席以上の同種又は類似施設の建築分野の設計に携わった実績があること。
- c 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な 雇用関係にあること。

イ 建築設計主任技術者

設計業務のうち、建築分野を担当するものとする。なお、設計業務管理技術者と兼務できるものとする。

- a 建築士法第2条に規定する一級建築士であること。
- b 平成9年以降に完成、引渡しが完了した、又は、平成29年度内に完成予定の観客席数250 席以上の同種又は類似施設の建築分野の設計に携わった実績があること。
- c 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用 関係にあること。

ウ 構造設計主任技術者

設計業務のうち、構造分野を担当するものとする。なお、設計業務管理技術者及び他分野の主任 技術者との兼務は認めない。

- a 建築士法第10条の2の2に規定する構造設計一級建築士であること。
- b 平成9年以降に完成、引渡しが完了した、又は、平成29年度内に完成予定の観客席数750 席以上の同種又は類似施設の構造分野の設計に携わった実績があること。

c 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業、並びに再委託先となる企業 と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

工 電気設備設計主任技術者

設計業務のうち、電気設備分野を担当するものとする。なお、設計業務管理技術者及び他分野の 主任技術者との兼務は認めない。

- a 建築士法第10条の2の2に規定する設備設計一級建築士であること。
- b 平成9年以降に完成、引渡しが完了した、又は、平成29年度内に完成予定の観客席数250 席以上の同種又は類似施設の電気設備分野の設計に携わった実績があること。
- c 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業、もしくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

才 機械設備設計主任技術者

設計業務のうち、機械設備分野を担当するものとする。なお、設計業務管理技術者及び他分野の 主任技術者との兼務は認めない。

- a 建築士法第10条の2の2に規定する設備設計一級建築士であること。
- b 平成9年以降に完成、引渡しが完了した、又は、平成29年度内に完成予定の観客席数250 席以上の同種又は類似施設の機械設備分野の設計に携わった実績があること。
- c 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業、もしくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ⑤ 配置予定設計技術者は、本事業の完成・引渡日までの間、病気・死亡・退職等の極めて特別な事情があり、やむを得ないとして発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。
- ⑥ 競争参加資格確認申請書の提出時点において、配置予定設計技術者を決定できないことにより複数 名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者も、 上記の競争参加資格を満たしていなければならない。複数名の候補者をもって提出した場合は、技 術提案書の提出時までに配置予定技術者を決定し、当該配置予定技術者に係る競争参加資格確認申 請書を再提出すること。

(4) 施工企業の参加資格要件

応募する施工企業は、次の要件を満たす企業又は一の施工共同体であること。

- ① 建設業法 (昭和24年法律第100号) 別表第一に規定する建築工事業に該当する許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
- ② 平成29・30年小田原市競争入札参加資格者名簿の建築一式工事について登録(小田原市工事等入札 参加資格者の指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと)されており、「一般競争 参加者の資格」第1章第4条で定めるところにより算定した点数(一般競争(指名競争)参加資格 認定通知書の記2の点数)が、建築一式工事 910点以上であること。

- ③ 施工企業の代表構成員(設計企業が単体企業の場合はその単体企業)は、平成9年以降に完成、引渡しが完了した、観客席数750席以上の同種施設の施工実績があること。(共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上を対象とする。)
- ④ 下記に示す統括管理技術者及び各業務分野を担当する施工主任技術者(以下「配置予定施工技術者」という。)を配置できること。

ア 統括管理技術者

本事業全体をマネジメントする者とする。なお、設計業務管理技術者と兼務できるものとするが、建築設計主任技術者とは兼務できないものとする。

- a 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。
- b 平成9年以降に完成、引渡しが完了した、観客席数250席以上の同種又は類似施設の施工に 携わった実績があること。
- c 施工企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な 雇用関係にあること。

イ 監理技術者

本事業における工事施工の監理技術者とする。なお、統括管理技術者と兼務できるものとする。

- a 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。
- b 監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有するものであること。
- c 平成9年以降に完成、引渡しが完了した、観客席数250席以上の同種又は類似施設の施工に 携わった実績があること。
- d 施工企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な 雇用関係にあること。

ウ 施工計画主任技術者

施工計画担当として設計業務を支援する者とする。なお、統括管理技術者・監理技術者及び他分野の主任技術者との兼務は認めない。

- a 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。
- b 平成9年以降に完成、引渡しが完了した、観客席数250席以上の同種又は類似施設の施工に 携わった実績があること。
- c 施工企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な 雇用関係にあること。

エ コスト管理主任技術者

コスト管理担当として設計業務を支援する者とする。なお、統括管理技術者・監理技術者及び他 分野の主任技術者との兼務は認めない。

- a コスト管理士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。
- b 平成9年以降に完成、引渡しが完了した、延べ床面積3,000㎡以上の公共施設の積算業務に携わった実績があること。

- c 施工企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な 雇用関係にあること。
- ⑤ 配置予定施工技術者は、本事業の完成・引渡日までの間、病気・死亡・退職等の極めて特別な事情があり、やむを得ないとして発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。
- ⑥ 競争参加資格確認申請書の提出時点において、配置予定施工技術者を決定できないことにより複数 名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者も、 上記の競争参加資格を満たしていなければならない。複数名の候補者をもって提出した場合は、技 術提案書の提出時までに配置予定技術者を決定し、当該配置予定技術者に係る競争参加資格確認申 請書を再提出すること。

(5) 工事監理企業の参加資格要件

応募する工事監理企業は、次の要件を満たす企業又は一の設計共同体であること。

- ① 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に規定する一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 小田原市競争入札参加資格者名簿の建築設計に登録されていることが可能であること。
- ③ 工事監理企業の代表構成員(施工企業が単体企業の場合はその単体企業)は、平成9年以降に完成、 引渡しが完了した、又は、平成29年度内に完成予定の観客席数500席以上の同種施設の工事監 理実績があること。(共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上を対象とする。)
- ④ 下記に示す工事監理業務管理技術者及び各業務分野を担当する工事監理主任技術者(以下「配置予定工事監理技術者」という。)を配置できること。なお、配置予定工事監理技術者と配置予定設計技術者の兼務は認めない。

ア 工事監理業務管理技術者

工事監理業務管理技術者は工事監理業務を統括管理する者とする。なお、建築工事監理主任技術者と兼務できるものとする。

- a 建築士法第2条に規定する一級建築士であること。
- b 平成9年以降に完成、引渡しが完了した、又は、平成29年度内に完成予定の観客席数250 席以上の同種又は類似施設の建築分野の工事監理に携わった実績があること。
- c 工事監理企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常 的な雇用関係にあること。

イ 建築工事監理主任技術者

工事監理業務のうち、建築分野を担当するものとする。なお、工事監理業務管理技術者と兼務できるものとする。

- a 建築士法第2条に規定する一級建築士であること。
- b 平成9年以降に完成、引渡しが完了した、又は、平成29年度内に完成予定の観客席数250 席以上の同種又は類似施設の建築分野の工事監理に携わった実績があること。
- c 工事監理企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業と直接的かつ恒常的な 雇用関係にあること。

ウ 構造工事監理主任技術者

工事監理業務のうち、構造分野を担当するものとする。なお、工事監理業務管理技術者及び他分野の主任技術者との兼務は認めない。

- a 建築士法第2条に規定する一級建築士であること。
- b 平成9年以降に完成、引渡しが完了した、又は、平成29年度内に完成予定の観客席数250 席以上の同種又は類似施設の構造分野の工事監理に携わった実績があること。
- c 工事監理企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業、もしくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

工 電気設備工事監理主任技術者

工事監理業務のうち、電気設備分野を担当するものとする。なお、工事監理業務管理技術者及び 他分野の主任技術者との兼務は認めない。

- a 建築士法第2条に規定する一級建築士又は建築設備士であること。
- b 平成9年以降に完成、引渡しが完了した、又は、平成29年度内に完成予定の観客席数250 席以上の同種又は類似施設の電気設備分野の工事監理に携わった実績があること。
- c 工事監理を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業、もしくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

才 機械設備工事監理主任技術者

工事監理業務のうち、機械設備分野を担当するものとする。なお、工事監理業務管理技術者及び 他分野の主任技術者との兼務は認めない。

- a 建築士法第2条に規定する一級建築士又は建築設備士であること。
- b 平成9年以降に完成、引渡しが完了した、又は、平成29年度内に完成予定の観客席数250 席以上の同種又は類似施設の機械設備分野の工事監理に携わった実績があること。
- c 工事監理を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業、もしくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ⑤ 配置予定工事監理技術者は、本事業の完成・引渡日までの間、病気・死亡・退職等の極めて特別な事情があり、やむを得ないとして発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。
- ⑥ 競争参加資格確認申請書の提出時点において、配置予定工事監理技術者を決定できないことにより 複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補 者も、上記の競争参加資格を満たしていなければならない。複数名の候補者をもって提出した場合 は、技術提案書の提出時までに配置予定技術者を決定し、当該配置予定技術者に係る競争参加資格 確認申請書を再提出すること。
- ⑦ 主たる業務分野である建築分野の業務を再委託しないこと。また、構造分野、電気設備分野、機械 設備分野において、再委託先を除く分担業務分野の主任技術者が所属する事務所(以下「協力事務 所」という。)が、他の応募者の協力事務所となっていないこと。
- ⑧ 施工企業でないこと。

5. 競争参加資格確認申請書の提出期間、場所等、及び確認の通知

(1) 応募者は、本競争に参加することを表明し、 競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、 参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出し、発注者から競争参加資格の有無について確認を受 けなければならない。

ただし、競争参加表明時に4(3)②及び4(5)②に掲げる小田原市競争入札の参加資格者名簿に登録されていない者も、技術提案書の提出時に同資格を満たしていることを条件として、競争参加資格を有することを確認するものとする。当該確認を受けた者が、技術提案書の提出時に上記の資格を満たしていないときは、競争参加資格を失う。

なお、以下①の提出期間に参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出しない者、競争参加資格確認の結果、競争参加資格が無いと認められた者は、本プロポーザルに参加できない。

- ① 提出期間 3.(6)事業スケジュールの該当する期限までに提出すること。
- ② 提出場所 2.(2)事務局窓口に提出すること。
- ③ 提出方法 提出場所へ持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。) により提出すること。なお、電送によるものは受け付けない。

郵送、託送による場合は、封筒に「小田原市市民ホール整備事業公募型プロポーザル 競争参加資格確認申請書在中」と朱書きにより明記すること。

④ 提出部数 正1部(写し10部)

※計画コンセプト+プラン提案書について 正1部(A1サイズ)は、5mm程度の軽量ボードを裏打ちしたものとする。

写しは、A3サイズ10部とし、PDFデータ1部を合わせて提出すること。

(2) 提出書類

競争参加資格確認申請書は、配付の様式により作成することとし、「誓約書」、「秘密保持に関する誓約書」をあわせて提出すること。なお、4(3)⑥、4(4)⑥及び4(5)⑥に掲げる配置予定技術者が決まっていない場合を除き、提出期限を過ぎてからの資料の差替え及び再提出は認めない。

① 参加資格確認申請書(別紙様式1)

設計企業及び工事監理企業については、小田原市における「競争入札参加資格認定申請に関する資料の写しを提出し、入札参加資格を有することが可能であること。

施工企業については、平成29・30年度小田原市競争入札参加資格者名簿の建築一式工事に登録されていること。

※入札資格を有しない、又は登録されていない場合は、「かながわ電子入札共同システム/資格申請システム」及び小田原市総務部契約検査課において申請を行うこと。

② 共同企業体協定書の写し(別紙様式2)

全構成員の押印がないものでも受け付けるが、3. (6) 事業スケジュールに記載の2次審査技術提案書の提出期限までに、全構成員が押印した協定書の写しを提出すること。

- ③ 建築士事務所登録の写し、建築一式工事の特定建設業の許可証の写し
 - a 設計企業を構成する全企業の建築士事務所登録の写し
 - b 施工企業を構成する全企業の建築一式工事の特定建設業の許可証の写し
 - c 工事監理企業を構成する全企業の建築士事務所登録の写し
 - ※設計企業と工事監理企業を構成する企業に同一の企業がある場合も、それぞれ提出すること。
- ④ 同種施設の実績

ア 4 (3) ③に示す設計企業の同種施設の設計実績(別紙様式2-1)

- イ 4 (4) ③に示す施工企業の同種施設の施工実績(別紙様式2-2)
- ウ 4 (5) ③に示す工事監理企業の同種施設の工事監理実績(別紙様式2-3)
- ※1. 同種施設の実績は、設計企業、施工企業、工事監理企業、それぞれ1実績のみとする。
- ※2. 設計企業の同種工事の設計実績と工事監理企業の同種施設の工事監理実績が同一の場合も、 それぞれ提出すること。
- ※3. 同種施設の実績として記載した工事の内容が、当該要件を満たすことを確認できる資料(契約書の写し及び平面図等の写し、配置予定技術者の従事状況の証明書類)を提出すること。当該業務又は工事が、一般社団法人公共建築協会の公共建築設計者情報システム(PUBDIS)又は一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム(CORINS)に登録されている場合は、記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写し及び配置予定技術者の従事状況の証明書類を提出する必要はない。ただし、この場合においても、記載した業務又は工事の内容が確認できる平面図等の写しは提出すること。
- ⑤ 配置予定技術者の資格及び経験
 - ア 4 (3) ④に示す設計担当者の資格及び経験(別紙様式3-1) 設計業務管理技術者、建築設計主任技術者、構造設計主任技術者、 電気設備設計主任技術者、機械設備設計主任技術者 分を提出すること。
 - イ 4 (4) ④に示す施工企業の同種施設の施工実績(別紙様式3-2) 統括管理技術者、監理技術者、施工計画主任技術者、 コスト管理主任技術者 分を提出すること。
 - ウ 4 (5) ④に示す工事監理企業の同種施設の工事監理実績(別紙様式4) 工事監理業務管理技術者、建築工事監理主任技術者、構造工事監理主任技術者、 電気設備工事監理主任技術者、機械設備工事監理主任技術者 分を提出すること。
 - ※1. 同種施設又は類似施設の経験は、配置予定技術者ごとに1実績のみとする。
 - ※2. 複数の配置予定技術者の経験が同一の場合も、配置予定技術者ごとに提出すること。
 - ※3. 同種施設又は類似施設の実績として記載した工事の内容が、当該要件を満たすことを確認できる資料(契約書の写し及び平面図等の写し、配置予定技術者の従事状況の証明書類)を提出すること。当該業務又は工事が、一般社団法人公共建築協会の公共建築設計者情報システム(PUBDIS)又は一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム(CORINS)に登録されている場合は、記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写し及び配置予定技術者の従事状況の証明書類を提出する必要はない。ただし、この場合においても、記載した業務又は工事の内容が確認できる平面図等の写しは提出すること。
 - ※4. 配置予定設計技術者及び統括管理技術者の経験は、加点評価の対象とする。
- ⑥ 設計受賞実績(別紙様式4)

過去20年以内に、設計業務管理技術者又は建築設計主任技術者に以下の受賞歴(住宅を除く)がある場合は、別紙様式4及びその受賞を証明する書類を提出すること。

ア 日本建築学会賞(作品)

- イ JIA日本建築大賞
- ウ 公共建築賞(特別賞、優秀賞を除く)
- エ BCS賞
- ※設計受賞実績は、1実績のみとする。
- ⑦ 1次審查用技術提案書
 - ア 計画コンセプト+プラン提案書
 - A1用紙片面1枚自由書式(横使い、横書き、文字サイズ12ポイント以上、上下左右余白20mm) に、以下の内容をわかり易く表現、記載すること。
 - 1 計画コンセプト
 - i) 芸術文化創造活動の拠点としての考え方
 - ii) 小田原駅・小田原城周辺との関係性を高める街全体の回遊性への考え方

- iii) 中心市街地の活性化やにぎわいを生み出す施設としての考え方
- iv) 小田原城や三の丸地区周辺環境に配慮し、小田原の都市景観形成の先導的施設の考え方 2 計画プラン
 - i)配置計画図兼1階平面図·各階平面図(1/500)
 - ii) 断面図(縮尺指定無)
 - iii) 馬出門側立面図又はパース(縮尺指定無)
- ※1.計画コンセプト+プラン提案書は、1次審査時のプレゼンテーションで市民に公開します。
- ※2. 計画プランを用いて、計画コンセプトを具体的に説明すること。
- ※3. 平面図、断面図については、要求水準書に記載の機能ごとに以下のとおり着色し、各機能のゾーニング及び各機能内の大まかなレイアウトがわかるように表現すること。着色の 濃淡は指定しない。

大ホール機能:グリーン、小ホール機能:ピンク、展示系機能:ブルー、

創造・支援系機能:パープル、交流系機能:イエロー、管理系機能:オレンジ

※4. 平面図及び断面図(縮尺1/500)については、別途、A3用紙にて取りまとめ提出すること。

イ 個別対話内容書(別紙様式5)

事業費上限額内で要求水準書内容を満たす施設計画を実現するため、要求水準書内容の解釈に 関する事項及び提案可能範囲等の確認事項について、具体的に記載すること。

- ※1. 個別対話内容書は非公開とする。
- ※2. 1次審査後の個別対話については個別対話内容書に基づき発注者との個別対話を実施する。
- ※3. 個別対話は1時間程度を想定しているため、制限時間の範囲内の確認となることを考慮 し、個別対話内容書を作成すること。
- ※4. 個別対話の内容のうち、公平性を確保するため他の応募者へも公表すべき内容については、個別対話後、全応募者に公開する。

(3) 作成要領

- ① 使用する言語は日本語,通貨は日本円,単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号) に定めるものとする。
- ② 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調整、 罫線・段組等を編集して作成すること。また、各様式において記載事項が不足している場合等に は、適宜、当該様式に記載事項を追加すること。
- ③ 参加資格確認申請書 (別紙様式1)を1頁とし、番号を付するとともに全頁数を表示すること。(頁の例:1/ $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$)
- ④ 審査を公平に行うため応募者が特定できるような表現はさけること。
- (4) 競争参加資格の確認は、(1) ①の提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は、平成2 9年9月5日(火)までに、書面により通知する。
- (5) 参加表明書、競争参加資格確認申請書、1次審査用技術提案書等の作成、提出に係る費用は、応募者の負担とする。

6. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、発注者に対して、競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限 平成29年9月12日(火)17時00分まで(必着)。

ただし土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

- ② 提出場所 5 (1) ②に同じ。
- ③ 提出方法 5 (1) ③に同じ。
- (2) 発注者は、競争参加資格がないと認められた者より、競争参加資格がないと認めた理由の説明を求められた場合は、平成29年9月14日(木)までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7. 本説明書に対する質疑

- (1) 本説明書に対する質疑がある場合は、次のとおり配布の様式により提出すること。
 - ① 提出期限 3.(6)事業スケジュールの該当する期限までに提出すること。
 - ② 提出方法 質疑回答書(別紙様式6)に記載の上、事務局Eメールアドレスにマイクロソフト社 製のエクセル形式で送信すること。

電子メールの件名は、「【〇〇】小田原市市民ホール整備事業(質疑書)」とすること。(【〇〇】 は会社名を記載すること。)

また、送信後、確認のため事務局に電話連絡すること。

- (2) 質疑に対する回答
 - ① 回答期限 3.(6)事業スケジュールの該当する期限までに回答する。
 - ② 回答方法 質疑回答書の送信元に、電子メールにて回答するとともに、小田原市ホームページに掲載する。
- (3) 上記のほか、競争参加資格の有無の通知及び1次審査通過の通知後に、1次審査通過者から質問を 受け付けることとし、質問方法等は競争参加資格の有無の通知及び1次審査通過通知とともに通知す る。1次審査通過者から質問がある場合は、上記(1)の手続に基づき、書面により提出すること。
- (4) 質疑書及び回答書は、整備推進委員会に報告する。

8. 1次審査

- (1) 公開プレゼンテーションについて
 - ① 公開プレゼンテーションは一般公開するとともに、1次審査会場に展示する。
 - ② 応募者による計画コンセプト+プラン提案書の説明(パワーポイントと白模型(1/500)のみによる20分のプレゼンテーションを行うこと。
 - ③ パワーポイントによるプレゼンテーションに使用する資料は、提出した技術提案書の内容のみを使用した静止画とすること。
 - ④ 白模型は、市が用意している建設予定地周辺の白模型に配置する。ボリューム模型を基本とし、 柱型、軒、パラペット、開口部、仕上げなどを表現は不要とする。
 - ⑤ 公開プレゼンテーションに参加できる応募者は設計業務管理技術者を含め3名までする。
 - ⑥ 公開プレゼンテーション後に、公開プレゼンテーションに参加した市民の意見を書面により徴収 し、1次審査の参考資料とする。
 - ⑦ 公開プレゼンテーションは平成29年9月16日(土)午前を予定しているが、詳しい時間・会場については、応募者に別途連絡する。

(2) ヒアリングについて

- ① 公開プレゼンテーション後に、整備推進委員会及び事務局による30分のヒアリング(非公開) を行う。
- ② ヒアリングに参加できる応募者は、統括管理技術者、設計業務管理技術者、建築設計主任技術者、 構造設計主任技術者、電気設備設計主任技術者、機械設備設計主任技術者、施工計画主任技術者、 コスト管理主任技術者を含む10名までとする。
- ③ ヒアリングは、参加資格確認申請書、計画コンセプト+プラン提案書、白模型、個別対話内容書 に基づき、行う。
- ④ ヒアリングは平成29年9月16日(土)午後を予定しているが、詳しい時間・会場については、 応募者に別途連絡する。

(3) 1次審査について

- ① 公開プレゼンテーション及びヒアリング(非公開)後に、整備推進委員会による1次審査を行う。
- ② 1次審査では、事務局により取りまとめられた公開プレゼンテーションに参加した市民の意見を参考にする。
- ③ 1次審査は2次審査に参加できる応募者を選定すること目的とし、応募者より提出された参加資格確認申請書、計画コンセプト+プラン提案書、白模型、個別対話内容書をもとに総合的に審査する。

(4) 1次審査結果の発表

1次審査の結果(1次審査通過者3者)については、公開プレゼンテーション参加者に通知するとともに、平成29年9月下旬に市のホームページで公表する。

(5) その他

- ① 応募者が多数の場合は、整備推進委員会にて事前審査(非公開)をおこない、公開プレゼンテーションへの参加者の絞り込みを行うことがある。
- ② 事前審査及び1次審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付ない。
- ③ 提出された計画コンセプト+プラン提案書、白模型は、市庁舎及び市のホームページで公開する。
- ④ 提出書類は、1次審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。また、提出された参加表明書等及び技術提案書等は返却しない。
- ⑤ 公開プレゼンテーションについては、カメラやビデオ等による撮影及び録音は禁止とする。
- ⑥ 公開プレゼンテーションなどに関し要した費用は、応募者の負担とする。

9. 個別対話(コンペティティブダイアローグ)の実施

9.1 第1回個別対話

1次審査時に提出された計画コンセプト+プラン提案の改善、事業費上限額内で要求水準書内容を満たす施設計画提案を実現するため要求水準書内容の解釈に関する事項、提案可能範囲等についての確認を行うことを目的に、2次審査に参加する応募者と整備推進委員会及び発注者の間で第1回個別対話を実施する。なお、個別対話は、非公開とする。

(1) 開催日·会場

- ① 開催日 平成29年9月22日(金) 1応募者当たり1時間程度 開始時間については、別途、2次審査に参加する応募者に通知する。
- ② 会 場 別涂、2次審査に参加する応募者に通知する。

(2) 実施方法

- ① 第1回個別対話に参加できる応募者は、統括管理技術者、設計業務管理技術者、建築設計主任技術者、構造設計主任技術者、電気設備設計主任技術者、機械設備設計主任技術者、施工計画主任技術者、コスト管理主任技術者を含む10名までとする。
- ② 第1回個別対話は、1次審査時に提出された個別対話内容書により基づき行う。(個別対話は制限時間の範囲内とすることを考慮し、個別対話内容書を作成すること。)
- (3) 1次審査時に提出された計画コンセプト+計画プラン提案の改善可能範囲

1次審査時に提出された計画コンセプト+計画プラン提案について、個別対話により、発注者より改善を認められた範囲内での改善を可能とする。

- ① 計画コンセプトの修正は認めない。
- ② 計画プランにおける各機能のゾーニングの大幅な変更は認めない。
- ③ 外装イメージの大幅な修正は認めない。
- ④ 他者提案を採用したと疑念を懐かれる変更は認めない。
- (4) 第1回個別対話において、整備推進委員会及び市は、他の応募者の提案、個別対話内容確認書及び その回答内容等、他の応募者に係る情報は一切提示しない。

9.2 第2回個別対話

個別的な質疑への対応を行うことを目的に、2次審査に参加する応募者と整備推進委員会及び発注者の 間で個別対話を実施する。

(1) 開催日·会場

- ① 開催日 平成29年10月20日(金) 1応募者当たり1時間程度 開始時間については、別途、2次審査に参加する応募者に通知する。
- ② 会 場 別途、2次審査に参加する応募者に通知する。

(2) 実施方法

- ① 第2回個別対話に参加できる応募者は、統括管理技術者、設計業務管理技術者、建築設計主任技術者、構造設計主任技術者、電気設備設計主任技術者、機械設備設計主任技術者、施工計画主任技術者、コスト管理主任技術者を含む10名までとする。
- ② 第2回個別対話は、第1回個別対話に基づく個別質疑書に基づき行う。
- (3) 第2回個別対話資料の提出
 - 第1回個別対話に基づく個別質疑書を提出すること。
 - ① 提出期限 平成29年10月6日(金)~10月12日(木)
 - ② 提出場所 2. (2) 事務局窓口に提出すること。

③ 提出方法 提出場所へ持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。) により提出すること。なお、電送によるものは受け付けない。

郵送、託送による場合は、封筒に「小田原市市民ホール整備事業公募型プロポーザル 個別質疑書在中」と朱書きにより明記すること。

- ④ 提出部数 正1部(写し**部)
- ⑤ 提出資料 第1回個別対話に基づく個別質疑書(別紙様式6)
- (4) 第2回個別対話において、整備推進委員会及び市は、他の応募者の提案及び個別対話内容等、他の 応募者に係る情報は一切提示しない。

10.2次審査用技術提案書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 1次審査通過者3者は、2次審査用技術提案書を提出することができる。
- (2) 技術提案書の提出期限、場所及び方法等
 - ① 提出期限 平成29年12月22日(金)15時00分まで(必着)。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。
 - ② 提出場所 5 (1) ②に同じ。
 - ③ 提出方法 5 (1) ③に同じ。
 - ④ 提出部数 技術提案書10部。同内容の電子ファイル1部 (CD-R 等の記録用メディア媒体。必ず ウイルス対策を実施すること。)
- (3) 2次審査用技術提案書の提出を辞退する場合は、平成29年12月1日(金)までに、発注者へ辞退を届け出ること。また、提出期限までに2次審査用技術提案書を提出しない者は、2次審査用技術提案書の提出を辞退したものとみなす。
- (4) 2次審査用技術提案書は、「11.2次審査用技術提案作成要領」に従い作成すること。なお、提出 期間を過ぎてからの資料の差替え及び再提出は、認めない。
- (5) その他
 - ① 2次審査用技術提案書の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
 - ② 採用された技術提案については、その後の設計業務、施工業務及び工事監理業務において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権などの排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。
 - ③ 技術提案書の提出者は、技術提案が採用されたことにより、設計図書において施工方法などを指定しない部分の工事に関する責任が軽減されるものではない。
 - ④ 発注者が競争参加資格を有する者に対して貸与した図書(記録用メディア媒体を含む。)がある場合は、技術提案書の提出期限までに返却すること。

11. 2次審査用技術提案書作成要領

2次審査用技術提案書については,事業費上限額内で要求水準書内容を満たす施設計画を実現できる提 案を行うこと。

11.1 2次審査用技術提案書

2次審査用技術提案書は以下のとおり。

11.1.1 業務計画提案 (1)事業の実施体制提案書 (2)設計業務実施方針提案書		
(3) 事業工程計画提案書	•••••	様式7-3(A3片面・横使い2枚以内)
11.1.2 施設計画提案		
A. 施設全体計画提案		
(1)全体配置計画提案書	•••••	様式7-4(A3片面・横使い2枚以内)
(2) 建築計画提案書	•••••	様式7-5(A3片面・横使い3枚以内)
(3) 構造計画提案書	•••••	様式7-6 (A3片面・横使い3枚以内)
(4) 電気設備計画提案書	•••••	様式7-7(A3片面・横使い3枚以内)
(5)機械設備計画提案書	•••••	様式7-8(A3片面・横使い3枚以内)
B. 各機能計画提案		
(1) 大ホール系機能提案書		様式7-9 (A3片面・横使い4枚以内)
(2) 小ホール系機能提案書		様式7-10(A3片面・横使い4枚以内)
(3)展示系機能提案書		様式7-11 (A3片面・横使い1枚以内)
(4) 創造系・支援系機能提案書	•••••	様式7-12(A3片面・横使い1枚以内)
(5)交流系機能提案書		様式7-13(A3片面・横使い1枚以内)
(6) 外構計画提案書		様式7-14(A3片面・横使い1枚以内)
11.1.3 コスト管理計画提案書		
(1) 概算工事費内訳明細書の妥当性		様式7-15(A3片面・横使い1枚以内)
		及び概算工事費内訳明細書(A4自由書式)
(2) コスト管理方針提案書		様式7-16 (A3片面・横使い1枚以内)
11.1.4 提案書補足資料/参考設計		
(1)計画概要書	•••••	指定書式(A3片面・横使い1枚以内)
(2) 面積表	•••••	指定書式(A3片面・横使い1枚以内)
(3)配置図兼1階平面図	•••••	自由書式(A3片面・横使い1枚以内)
(4)各階平面図	•••••	自由書式(A3片面・横使い2枚以内)
(5) 断面図	•••••	自由書式(A3片面・横使い2枚以内)
(6) 立面図	•••••	自由書式(A3片面・横使い2枚以内)
(7) 内部仕上表	•••••	指定書式(A3片面・横使い適宜)
(8) 外観イメージパース	•••••	自由書式(A3片面・横使い1枚以内)

11.2 2次審査用技術提案書の作成

2次審査用技術提案書は以下の指示に作成すること。

11.2.1 業務計画提案

- - ① 本事業の実施方針
 - ② 基本 設計~施工まで含めた事業の実施体制
 - ③ 企業体の意思決定者や役割分担
- - ① 要求水準を満足する設計品質確保に向けた企業体としてのチェック確認方法
 - ② 要求水準を満足する設計品質確保を市と確認する方法
 - ③ 市民説明の頻度や市民の意見に対する技術的見解の提示など、市民や市との設計業務の進め方
- - ② 事業工程計画説明 ・・・・・・・・・ 様式 7-3 (A3 片面・横使い1 枚以内) 具体的な業務プロセスや事業遅延防止対策・事業期間短縮について記載すること。

11.2.2 施設計画提案

A. 施設全体計画提案

- (1) 全体配置計画提案書 ・・・・・・・・・ 様式 7-4 (A3 片面・横使い2 枚以内) 配置図兼1 階平面図を利用し、以下についてわかり易い説明・提案を行うこと。
 - ① 芸術文化創造活動の拠点としての考え方
 - ② 小田原駅・小田原城周辺との関係性を高め、街全体の回遊性への考え方
 - ③ 中心市街地の活性化やにぎわいを生み出す施設としての考え方
 - ④ 小田原城や三の丸地区周辺環境に配慮し、小田原の都市景観形成の先導的施設の考え方
- - ① 各機能の配置計画及び動線(一般利用者・バック)計画
 - ② 外装計画
 - ③ 維持管理計画・ライフサイクルコストの縮減策
- - ① 構造計画概要及び仕様
 - ② 略伏図・略軸組図及び仮定断面

- - ① 電気設備計画概要及び仕様
 - ② 電気設備機器による騒音・振動対策及び舞台設備へのノイズ対策
 - ③ 維持管理計画・ライフサイクルコストの縮減策
- - ① 機械設備計画概要及び仕様
 - ② 機械設備機器による騒音・振動対策及び舞台設備へのノイズ対策
 - ③ 維持管理計画・ライフサイクルコストの縮減策
- B. 各機能計画提案
- - ② 舞台機構・照明・音響設備計画… 様式 7-9 (A3片面・横使い2枚以内) ア 舞台機構・照明・音響設備計画 運用、システム、仕様、数量等について、提案すること。
 - イ 大ホールの音響シミュレーション
 - ウ 残響や音響を調節する方策
 - エ オーケストラピットの考え方
- - ② 舞台機構・照明・音響設備計画… 様式 7 1 0 (A 3 片面・横使い 2 枚以内) ア 舞台機構・照明・音響設備計画 運用、システム、仕様、数量等について、提案すること。
 - イ 小ホールの音響シミュレーション
 - ウ 残響や音響を調節する方策
- (4) 創造系・支援系機能提案書 …… 様式 7-12 (A3片面・横使い1枚以内) 以下について、わかり易い説明・提案を行うこと。 遮音・振動対策、内装計画等
- (5) 交流系機能提案書 ・・・・・・・・・・ 様式 7-13 (A3 片面・横使い1 枚以内) 以下について、わかり易い説明・提案を行うこと。 にぎわい、施設の利用度を上げる方策、内装計画等

- (7) 備品計画提案書

備品計画については、コスト管理計画に含めて提案を行うこと。

- 11.2.3 コスト管理計画提案
- (1) 概算工事費内訳明細書の妥当性 …… 様式 7-15 (A3片面・横使い1枚以内) 及び概算工事費内訳明細書 (A4自由書式) 以下について、具体的な説明・提案を行うこと。
 - ① 内訳明細書の算出根拠・妥当性…… 様式7-15 (A3片面・横使い1枚以内)
 - ② 概算工事費內訳明細書 …… 概算工事費內訳明細書 (A4自由書式)
 - ア 内訳明細書の書式については、応募者の任意書式による。ただし、見積会社名、及びページ数/全体ページ数を各ページのフッター部に出力の上、マイクロソフト社製のエクセルデータ及びPDFデータも合わせて提出すること。
 - イ 内訳明細書は、項目・内容・単位・数量・単価・金額を記載すること。
 - ウ 一式工事とする場合は、歩掛等の一式工事の根拠を内訳明細書に記載すること。
 - エ 共通仮設工事・直接仮設工事については一式の計上をしないこと。
 - オ 価格調整などの一括値引き(出精値引き)はしないこと。
 - カ 概算工事費提案作成の留意事項
 - i) 概算工事費内訳明細書は、第1期事業におけるコスト管理及び円滑な価格交渉での 活用が可能なものとすること。
 - ii) 要求水準書の内容を承知したうえで、本事業を完成するのに必要な全ての材料や作業及び施工上当然必要とされる内容を想定し、概算工事費内訳明細書に反映すること。
 - iii) 技術提案内容については、全て見積に反映させること。
 - キ 別途備品を含めた総額について明記すること。
- - ① 内訳明細書を市とのコスト管理の共通ツールとして活用する方策
 - ② 内訳明細書によるコスト管理の方法
 - ③ 物価上昇・与件不可避な項目に対するコスト管理の方法
- 11.2.4 提案書補足資料/参考設計図

 - 77,27 11 100,17
 - (3) 配置図兼1階平面図 …… 自由書式(A3片面・横使い1枚以内)

縮尺は1/500とする。各機能を5(2)⑦※3に記載のとおり色分けし、ゾーニングがわかるものとすること。

- (4) 各階平面図 ……… 自由書式 (A3片面・横使い2枚以内) 縮尺は1/500とする。各機能を5(2)⑦※3に記載のとおり色分けし、ゾーニングがわかるものとすること。
- (5) 断面図 ……… 自由書式 (A3片面・横使い2枚以内) 縮尺は1/500とする。各機能を5(2)⑦※3に記載のとおり色分けし、ゾーニングがわかる ものとすること。
- (6) 立面図 ……… 自由書式 (A3片面・横使い2枚以内) 縮尺は1/500とする。外装イメージや素材感がわかるよう着色等、適宜表現すること。
- (8) 外観イメージパース ・・・・・・・・ 自由書式 (A3片面・横使い1枚以内) 馬出門側目線1面と鳥瞰1面を含む4面までとする。カラーとする。
- (9) 内観イメージパース ……… 自由書式 (A3片面・横使い2枚以内) 大ホール・ホワイエ、小ホール・ホワイエ、ギャラリー、ロビーエントランスとする。カラーと する。

11.3 2次審査用技術提案書の作成における留意事項

- (1) 技術提案書は、それぞれの指定の枚数の範囲内で記述すること。文字の大きさは10.5ポイント以上(イラスト等に含まれる文字についてはこの限りでないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある。)とする。
- (2) 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調整、 罫線・段組等を編集し作成すること。また、各様式において記載事項が不足している場合等には、 適宜、当該様式に記載事項を追加すること。
- (3) 技術提案については審査を公平に行うため応募者が特定できるような表現はさけること。

12.2次審査

12.1 2次審査方法

- (1) 公開プレゼンテーションについて
 - ① 公開プレゼンテーションは一般公開するとともに、2次審査会場に展示する。
 - ② 応募者による施設計画提案の説明(パワーポイント)と模型(1/500)のみによる30分のプレゼンテーションを行うこと。
 - ③ パワーポイントによるプレゼンテーションに使用する資料は、2次審査用技術提案書の内容のみを使用した静止画とする。
 - ④ 模型は、市が用意している建設予定地周辺の白模型に配置すること。
 - ⑤ 公開プレゼンテーションに参加できる応募者は統括管理技術者と設計業務管理技術者を含め4名 までとする。
 - ⑥ 公開プレゼンテーション後に、公開プレゼンテーションに参加した市民の意見を書面により徴収 し、2次審査の参考資料とする。
 - ⑦ 公開プレゼンテーションは平成30年1月27日(土)午前を予定しているが、詳しい時間・会場については、応募者に別途連絡する。
- (2) ヒアリングについて
 - ① 公開プレゼンテーション後に、整備推進委員会及び事務局による40分のヒアリング(非公開)を行う。
 - ② ヒアリングに参加できる応募者は、統括管理技術者、設計業務管理技術者、建築設計主任技術者、 構造設計主任技術者、電気設備設計主任技術者、機械設備設計主任技術者、施工計画主任技術者、 コスト管理主任技術者を含む10名までとする。
 - ③ ヒアリングは、2次審査用技術提案書に基づき行う。
 - ④ ヒアリングは平成30年1月27日(土)午後を予定しているが、詳しい時間・会場については、 応募者に別途連絡する。

(3) 2次審査の方法

- ① 公開プレゼンテーション及びヒアリング(非公開)後に、整備推進委員会による2次審査を行う。
- ② 2次審査では、事務局により取りまとめられた公開プレゼンテーションに参加した市民の意見を参考にする。
- ③ 2次審査は、公開プレゼンテーション、事務局により取りまとめられた公開プレゼンテーション に参加した市民の意見及びヒアリング(非公開)結果を参考に、整備推進委員会が審査基準に基づき中立かつ公正に審査・評価し、最も優れた技術提案書を選定する。当該技術提案書に次ぐ技 術提案書を次点とする。

12.2 2次審査基準

審査項目及び配点

	審査項目	配点
1.	企業体の技術力	16.0
	(1) 配置予定技術者の経験	10.0
	① 統括管理技術者	3.0
	② 設計業務管理技術者	3.0
	③ 建築設計主任技術者	1.0
,	④ 構造設計主任技術者	1.0
	⑤ 電気設備主任技術者	1.0
	⑥ 機械設備主任技術者	1.0
	(2) 設計受賞歴	3.0
	(3) ヒアリング	3.0
2.	業務計画提案	1 2. 0
	(1)事業の実施体制提案書① 本事業の実施方針② 基本設計〜施工まで含めた事業の実施体企業体の意思決定者や役割分担	4.0
	 (2)設計業務の実施方針提案書 ① 要求水準を満足する設計品質確保に向けた企業体としてのチェック確認方法 ② 要求水準を満足する設計品質確保を市と確認する方法 ③ 市民説明の頻度や市民の意見に対する技術的見解の提示など、市民や市との設計業務の進め方 	4.0
	(3) 事業工程計画提案書 ① 事業工程計画 ア 設計・施工の全事業スケジュール イ 主要マイルストーン ウ 市民説明、市による設計内容の確認・意思決定時期等 ② 事業工程計画説明 具体的な業務プロセスや事業遅延防止対策・事業期間短縮	4.0

	評価項目	配点
3.	施設計画提案	60.0
	3.1 施設全体計画提案	28.0
	(1)全体配置計画提案書 ①芸術文化創造活動の拠点としての考え方 ②小田原駅・小田原城周辺との関係性を高め、街全体の回遊性への考え方 ③中心市街地の活性化やにぎわいを生み出す施設としての考え方 ④小田原城や三の丸地区周辺環境に配慮した小田原の都市景観形成の先導的 施設の考え方	8.0
	(2) 建築計画提案提案書 ①各機能の配置計画及び動線(一般利用者・バック)計画 ②外装計画 ③維持管理計画・ライフサイクルコストの縮減策	8. 0
	(3)構造計画提案書①構造計画概要及び仕様②略伏図・略軸組図及び仮定断面	4.0
	(4) 電気設備計画提案書① 電気設備計画概要及び仕様② 電気設備機器による騒音・振動対策及び舞台設備へのノイズ対策③ 維持管理計画・ライフサイクルコストの縮減	4.0
	(5)機械設備計画提案書 ①機械設備計画概要及び仕様 ②機械設備機器による騒音・振動対策及び舞台設備へのノイズ対策 ③維持管理計画・ライフサイクルコストの縮	4.0

評価項目	配点
3. 施設計画提案	60.0
3.2 各機能計画	3 2. 0
(1) 大ホール系機能提案書	
①大ホール系機能計画	
客席レイアウト及びサイトライン、遮音性能、バック動線、大ホール・	
ホワイエ内装計画等	0.0
②舞台機構・照明・音響設備計画 ア 舞台機構・照明・音響設備計画	8.0
イ 大ホールの音響シミュレーション	
ウ 残響や音響を調節する方策	
エ オーケストラピットの考え方	
(2) 小ホール系機能提案書	
①小ホール系機能計画	
多目的利用、客席レイアウト及びサイトライン、遮音性能、バック動	
線、小ホール・ホワイエ内装計画等 ②舞台機構・照明・音響設備計画	8.0
ア舞台機構・照明・音響設備計画	
イ 小ホールの音響シミュレーション	
ウ 残響や音響を調節する方策	
(3)展示系機能提案書	
展示系機能、分割利用方法、内装計画等	4.0
(4) 創造系・支援系機能提案書	
遮音・振動対策、内装計画等	4.0
(5)交流系機能提案書	
にぎわい、施設の利用度を上げる方策、内装計画等	4.0
(6) 外構計画交流系機能提案書	
にぎわい、施設の利用度を上げる方策、外構計画等	4.0

※(案)であるため内容については変更になる場合があります。

評価項目	配点
4. コスト管理計画提案	12.0
(1)概算工事費内訳明細書の妥当性①内訳明細書の算出根拠・妥当性②概算工事費内訳明細書	6.0
(2) コスト管理方針提案書 ①内訳明細書を市とのコスト管理の共通ツールとして活用する方策 ②内訳明細書によるコスト管理の方法 ③物価上昇・与件不可避な項目に対するコスト管理の方法	6.0
合 計	100.0

12.3 審査方法

(1) 企業体の技術力審査

審査項目ごとに、以下審査基準に基づき審査し、加点を行う。 加点は、審査項目ごとに以下に示す審査を行い、当該項目の評価ランクに応じた得点を与える。

審査項目	審査ランク	審査項目	得点
(1) 配置予定技術者の経験			
① 統括管理技術者	А	固定席1,000席以上の劇場	3.0
② 設計業務管理技術者	В	固定席750席以上の劇場	2.0
	С	固定席500席以上の劇場	1.0
	D	固定席250席以上の劇場	0.0
① 建築設計主任技術者	A	固定席1,000席以上の劇場	1.0
② 構造設計主任技術者	В	固定席750席以上の劇場	0.6
③ 電気設備主任技術者	С	固定席500席以上の劇場	0.3
④ 機械設備主任技術者	D	固定席250席以上の劇場	0.0
(2) 設計受賞歴	A	有	3.0
	В	無	0.0
(3) 本事業の理解度	A	本事業の理解度が特に優れている	3.0
ヒアリングにより確認	В	本事業の理解度が優れている	2.0
	С	本事業を理解している	1.0
	D	本事業の理解度に欠ける	0.0

(2) 業務計画提案・施設計画提案・コスト管理提案の審査

審査項目ごとに、以下審査基準に基づき審査し、加点を行う。 加点は、審査項目ごとに妥当性・具体性・実現性の審査を行い、当該審査項目の配点に対応す る係数を乗じ算出する。

審査ランク	審査内容	係数
А	特に優れた提案となっている	1.00
В	優れた提案となっている	0.75
С	要求水準を満たす提案となっている	0.50
D	要求水準を満たしているが改善が必要な提案となっている	0.25
Е	要求水準を満たしていない提案となっている	0.00

12.4 2次審査結果の発表

技術提案の審査を経て、発注者は最も優れた技術提案書を特定し、優先交渉権者として決定する。 審査の結果は、書面により通知するとともに、審査結果及びその概要を市のホームページで公表 する。

13. 優先交渉権者として決定されなかった者に対する理由の説明

- (1)優先交渉権者として決定されなかった者は、発注者に対して、次に従い書面(様式は自由) により、その理由について説明を求めることができる。
 - ① 提出期間 12.4.2の公表日から、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き7日間。ただし、 土曜日、日曜日及び祝日は受付けない。
 - ② 提出場所 5 (1) ②に同じ。
 - ③ 提出方法 5 (1) ③に同じ。
- (2) 発注者は、(1) ①の日から10日後までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。

14. 事業協定の締結

発注者と優先交渉権者は、速やかに事業協定を締結する。

15. 第 I 期事業契約の締結

- (1)発注者と優先交渉権者は、事業協定の締結後、すみやかに第 I 期事業に関する見積合わせを行い、 業務要求水準書等に基づく契約を締結する。優先交渉権者は、見積合わせ時に第 I 期事業の工程を提 出し、着実に第 I 期事業を実施する意思を示すこと。
- (2) 見積合わせに係る資料作成等の費用は、優先交渉権者の負担とする。

16. 価格等の交渉

- (1) 第Ⅱ期事業に係る価格等の交渉については事業協定書による。価格等の交渉には、受注者が配置する総括代理人が出席すること。なお、価格等の交渉の方法は発注者が決定するものとし、受注者とは協議しない。
- (2) 受注者との交渉が不成立となった場合は、12.3③に定める次点の技術提案書を提出した者と同様の手続きを行い、以降、協議が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。
- (3) 価格等の交渉に係る資料作成等の費用は、受注者の負担とする。

17. 第Ⅱ期事業契約の締結

- (1) 価格等の交渉の成立後、発注者は、小田原市契約規則により、優先交渉権者と見積合わせを行い、 第Ⅲ期事業契約の相手方を決定する。なお、見積合わせの結果、契約に至らなかった場合は、16(2) による。
- (2) 見積合わせに係る資料作成等の費用は、優先交渉権者の負担とする。

18. 契約保証金

契約保証金は納付すること。有価証券等の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、 契約保証金を免除するものとする。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、第 I 期事業にあっては契約金額の 100 分の 10 以上、第 II 期事業にあっては契約金額の 100 分の 30 以上とする。

19. 支払条件

第 I 期事業契約に係る費用(前払金を含む。)は、受注者からの請求に基づき 2 回以内に支払う。第 II 期事業契約に係る費用(前払金及び部分払金を含む。)は、受注者からの請求に基づき 4 回以内に支払う。 いずれも、詳細は各契約書及び現場説明書による。

20. 監理技術者の専任

第Ⅲ期事業契約の締結後に、監理技術者の専任違反の事実が確認された場合、受注者の責により工事請負契約を解除することがある。なお、病休等の特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

21. 契約書等の作成

配付する「事業協定書」、「第Ⅰ期事業契約書」、「第Ⅱ期事業契約書」を作成すること。

22. 共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の特例

共同企業体の構成員の一部が、5(1)①に記述する競争参加資格確認申請書の受付開始から下記(6)に記述する期限までの間に、指名停止措置を受けた場合については、以下のとおり、特例として取り扱うものとする。

- (1) 当該共同企業体の指名停止措置を受けた会社以外の構成員については、指名停止措置を受けた会社 に代わる構成員を補充した上で、新たに共同企業体を結成し、共同企業体としての技術提案書等を提出することができるものとする。
- (2)上記(1)に関わらず、残余の構成員が2者以上である場合においては、当該構成員が新たに共同 企業体を結成することにより、技術提案書等を提出することができるものとする。
- (3) 上記(1) 及び(2) に関わらず、残余の構成員は、指名停止措置を受けた会社に代わる構成員を補充せず、単体で技術提案書等を提出することができるものとする。
- (4)上記(1)から(3)までの場合の技術提案書等の提出が、構成員の一部が指名停止を受けたこと以外の理由による場合は、これを認めない。
- (5) 上記(1) から(3) までの場合の技術提案書等の提出があることをもって、公示に定める日時の変更は行わないものとする。
- (6) 上記(1) から(3) までの場合の競争参加資格確認申請書及び技術提案書の提出期限等については、以下のとおりとする。
 - ① 提出期限 平成29年12月22日(金) 15時00分まで。 ただし、 土曜日、 日曜日及び祝日は受け付けない。
 - ② 提出場所 5 (1) ② に同じ。
 - ③ 提出方法 5 (1) ③に同じ。
 - ④ 提出部数 競争参加資格確認申請書 1部 (写し3部)

技術提案書10部。 同内容の電子ファイル1部 (CD- R等の記録用メディア媒体。必ずウイルス対策を実施すること。)

22. 技術提案の責任の所在

優先交渉権者は、提出した技術提案に基づき、本事業を行わなければならない。

23. 技術提案が達成されなかったときの取扱い

(1)優先交渉権者の技術提案に虚偽の記載等明らかに悪質な行為があった場合には、小田原市工事入札参加資格者の指名停止等措置要領の規定に基づき指名停止等を行う。

- (2) 技術提案が達成されなかった時は、優先交渉権者の不可抗力により達成されない場合を除き、優先交渉権者は市の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。
- (3) 前項の場合、違約金は事業協定書による。

24. 提出資料の取扱い

- (1) 競争参加資格確認申請書、1次審査用・2次審査用技術提案書の無効等
 - ① 虚偽の内容が記載されている競争参加資格確認申請書、1次審査用・2次審査用技術提案書は無効とし、提出要請者としての通知及び優先交渉権者の選定についてはこれを取り消すとともに、指名停止措置を行うことがある。
 - ② 競争参加資格確認申請書、1次審査用・2次審査用技術提案書が次の条件の一に該当する場合は失格となることがある。
 - ア 所定の様式に示す条件に適合しないもの。
 - イ 提出期限、場所及び方法等に適合していないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
 - カ 他者の提案を盗用したもの。
- (2) 本手続のために提出された資料は返却しない。
- (3) 本手続のために提出された資料は、本手続以外に応募者に無断で使用しないが、提出された1次審査用・2次審査用技術提案書は、公正性、透明性及び客観性を確保するため、応募者に確認の上、応募者の権利、利益等を損なう恐れのある部分を除き、10(5)の手続後に公表することがある。このほかの提出資料の非公表を希望する者は、非公表を希望する書類名を参加表明書に記載すること。
- (4) 本手続のために提出された資料は、本手続に係る作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 本手続及び本事業に関して応募者が作成し又は提出する資料等(1次審査用・2次審査用技術提案 書及び成果物を含むがこれらに限定されない。)は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商 標権、著作権その他の法令の定めにより保護される第三者の権利(以下、「特許権等」という。)等を 侵害するものではないことを、発注者に対して保証する。応募者は、当該資料等が第三者の有する特 許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、 応募者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

25. その他

- (1) 本手続及び本事業において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 現地説明会は行わない。
- (3) 2次審査に参加する応募者は、3. (6) スケジュールに記載のシンポジウムに参加すること。詳細は別途、2次審査に参加する応募者に通知する。

※(案)であるため内容については変更になる場合があります。

(4) 本手続及び本事業において作成される資料、成果物、その他の情報の全ては、小田原市、整備推進 委員会委員会及び別途発注する発注者支援業務の受注者に提供することがある。